

第 39 回グリーンエネルギーCO2 削減相当量認証 認証委員会 議事要旨

グリーンエネルギーCO2 削減相当量認証委員会事務局

日時：令和 6 年 5 月 31 日(金)10:30～11:10

場所：オンライン開催

出席委員：秋澤委員長、浅野委員、芦名委員、伊原委員、村井委員、山井委員

1. 挨拶

経済産業省 資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課 再生可能エネルギー推進室長から挨拶。

2. 委員の紹介

事務局から認証委員会メンバーについて報告。

(事務局)グリーンエネルギーCO2 削減相当量認証制度運営規則に則り、委員の互選により、秋澤委員を令和 6 年度グリーンエネルギーCO2 削減相当量認証 認証委員会委員長と選任することによろしいか。

(一同)異議なし。

3. グリーンエネルギーCO2 削減計画の認定について(資料 1-1～1-3)

事務局から資料 1-1～1-3 に基づき、グリーンエネルギーCO2 削減計画の認定について説明し、承認いただいた。

(一同)説明内容に関して異議なし。

(芦名委員) 内容に異議はない。資料 1-2 中には多数の太陽光発電プログラムに関する事業所が掲載されているが、これらに重複はないのか。

(事務局) 事業所の重複の有無については、検証機関である一般財団法人日本品質保証機構(JQA)が確認の上承認していると承知している。

(芦名委員) 承知した。あまりに事業所数が多いので気になったところである。

(井原委員) エネルギーとして熱の案件はあったか。過去と比べて傾向はどうか。

(事務局) 今回は電力だけである。過去の案件については、直近過去 3 回(昨年度分)において、削減計画の申請は電力のみ(計 7 件)となっている。

4. グリーンエネルギーCO2 削減相当量の認証について(資料 2-1～2-3)

事務局から資料 2-1～2-3 に基づき、グリーンエネルギーCO2 削減相当量の認証について説明し、承認いただいた。

(一同)説明内容に関して異議なし。

(村井委員) 投入比率に対するバイオマス比率が審査基準に入っているが、海外からパーム油の殻などを輸入して、バイオマス発電施設の所在する地域の国産木材チップ等ではなく海外産の物を燃やす場合があり、こうしたやり方に対し一部の NPO などから批判がある。事務局において海外からのバイオマス輸入の比率は把握されているか。

(事務局) 現在の審査規則にはバイオマスの国産、海外産の別までは規定されていない。貴重なご指摘であり JQA とも相談の上、検討結果を次回以降の委員会で報告する。再生可能エネルギーの固定価格買取制度 (FIT) でも、バイオマス発電について認証しているが、海外産のパーム油や木材であっても認めているものがある。その場合には持続可能性認証を要件としている。

(芦名委員) グリーン熱に関し、日本自然エネルギー株式会社のデフォルト値が、2024 年 3 月 7 日を境に切り替えられているがこの経緯は分かるか。

(事務局) 第 38 回グリーンエネルギーCO2 削減相当量認証委員会で報告の通り、昨年度の熱専門委員会において変更している。これは最新のデータに基づく見直しの結果である。

(秋澤委員長) 小水力発電については以前策定した既設の施設の改修を認める方針に沿った案件であるのか。

(浅野委員) 秋澤委員長のご指摘の通りだと思う。

(秋澤委員長) 新たな方針の成果であれば喜ばしい。

5. SHK 制度におけるグリーン証書の扱い見直しについて (資料 3)

事務局から資料 3 に基づき、SHK 制度におけるグリーン証書の扱い見直しについて説明し、承認いただいた。

(事務局) 前々回の認証委員会で説明して既にご了解をいただいている内容だが、年度が替わり経過措置が終了したため、改めて説明する。SHK 制度におけるグリーン電力証書及び熱証書の扱いの見直しに伴い、経過措置として、昨年度の委員会までに認証された CO2 削減相当量は従前の扱いを可能としていたが、今回以降の委員会で認証された CO2 削減相当量は、経過措置の対象外となる。経過措置の対象か否かの区別は、グリーンエネルギーCO2 削減相当量に付番されるシリアル番号 (中央 6 桁) で判断ができる。

(一同)説明内容に関して異議なし。

6. グリーンエネルギーCO2 削減相当量認証制度 今後のスケジュールについて (資料 4)

事務局から資料 4 に基づき、今後のスケジュールについて説明。

以上